

あきた郷土作物研究会

設立の趣旨

郷土作物とは、その地域で長年栽培され食用に供されて地域の人々に親しまれ、その地域の食文化を構成してきた野菜、果樹、花卉、穀類などの作物を指します。しかし、近年では、世代の交代や食生活の変化に伴って、種として絶えてしまったり、これに関わる食文化が忘れ去られたりする作物が増えています。地域独自の有用遺伝資源の利活用や多様で豊かな食生活を追求する観点から、秋田県内における郷土作物を発掘して種として保存すること、そして郷土作物の生産を確保すること、また、それを利用する食文化を継承していくことは、いま始めなければならない活動と考えられます。

本会は、秋田県内外の郷土作物とこれに関わる食文化を探究し、種の保存と生産の確保、地域の食文化の確認と継承による豊かな食生活の提言、地域独自の食材による関連産業の活性化に貢献します。

会則

第1条（名称） 本会は、あきた郷土作物研究会と称する。

第2条（目的） 本会は、本会は、秋田県内外の郷土作物とこれに関わる食文化を探究し、種の保存と生産の確保、地域の食文化の確認と継承による豊かな食生活の提言、地域独自の食材による食品関連産業の活性化に貢献することを目的とする。

第3条（活動内容） 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

1. 研究発表会、シンポジウムその他の会合の開催
2. 研究会ニュースレター等の発行
3. 関連情報の収集及び発信
4. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（会員） 本会は、普通会员及び賛助会員を以て構成する。普通会员は、本会の目的に賛同する個人とする。賛助会員は、本会の目的に賛同し会の発展に協力する組織とする。

第5条（運営）

1. 本会は、第3条の事業を行うため、次の役員をおく。
会長 1名、副会長 1名以上、幹事 数名、事務局長 1名、会計監査 1名以上
2. 会長および会計監査は普通会员の中から選出する。副会長、幹事及び事務局長は、普通会员の中から会長が委嘱する。役員任期は2年とする。
3. 会長は、本会を代表し、総会で議決された方針に沿って会務を総括する。
4. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理をつとめる。
5. 幹事は、会長の意を受けて必要な会務を処理する。
6. 事務局長は、会長の命により会計事務を総括する。
7. 会計監査は、会計を監査し、総会に報告する。

第6条（総会） 本会は年一回通常総会において次の事項を審議決定する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

1. 会則に関する件
2. 役員を選出
3. 事業報告および会計報告
4. 事業計画
5. その他、会の運営に必要な事項

第7条（幹事会） 幹事会は、会長、副会長および幹事をもって構成し、会長が招集する。幹事会は、総会に付議する事項、総会の議決した事項の執行について審議する。

第8条（会費） 本会の年会費は、普通会员 2,000 円、賛助会員 1 口 5,000 円とする。

第8条（会計年度） 本会の会計年度は、10月1日から翌年9月30日までとする。

付則1 本会則は、2013年12月1日より発効する。

付則2 本会の事務局は、秋田県立大学生物資源科学部実験圃場内（秋田市下新城野街道 端西 241-438）に置く。